

令和4年第 11 回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和4年11月7日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
					森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	○				
		葉山昌男	○				
					梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田 繁	○				
					吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○				
					松山敏行	○	
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	○				
		大谷 章	○				
					白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 白樫明広 葉山 浩章

案 件

報告第27号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	4件
報告第28号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	1件
報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
議案第36号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第38号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第39号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	
	第3条第1項の規定による承認申請について	1件
議案第40号	羽曳野市農業委員会会議傍聴要領(案)について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 13 : 55】

事務局 それでは、開始予定時刻には少し早いのですがみなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第11回の農業委員会定例会を開催させていただきます。出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。結構天候が続いてるんで、作物の水やりとか忙しくされていることと思います。そういった中でお集まりありがとうございます。少しの間よろしく願いいたします。それでは事務局の方から案件の概略説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和4年第11回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。

初めに、報告第27号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、埴生地区2件、古市地区1件、高鷲地区1件の計4件です。
次に、報告第28号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、古市地区1件です。
次に、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、西浦地区1件です。
次に、議案第36号相続税の納税猶予に関する適格者証明について、高鷲地区1件です。
次に、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、西浦地区1件です。
次に、議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区2件です。
次に、議案第39号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、埴生地区1件です。
次に議案第40号羽曳野市農業委員会会議傍要領の制定について、1件です。

以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件が6件、議案案件が6件の合計12件となります。
それでは議長、ご審議の程よろしく申し上げます。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を水本副会長さんと小池委員さんをお願いします。
よろしく申し上げます。

まず、報告第27号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第27号について、第4条第1項第8号の届出につきまして、4件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。案件位置図の4条届出①左上をご参照ください。
地区名は、埴生地区です。
対象農地は、野々上三丁目524番1 地目は、田。面積は288㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、露天駐車場 転用済です。
現地確認委員さんは、鬼追委員さんです。

次に2件目です。案件位置図4条届出②右側をご参照ください。
地区名は、古市地区です。
対象農地は、菅田三丁目9番6 地目は、田。面積は522㎡
同じく菅田三丁目10番1 田。 面積は423㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、建物敷地、駐車場敷地、道路後退部分です。
現地確認委員さんは、古澤委員さんです。

3件目です。地図 案件位置図4条届出③左下をご参照ください。
地区名は、埴生地区です。
対象農地は、伊賀三丁目617番1 地目は、田。面積は 224㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、古紙置場 転用済みです。
現地確認委員さんは、鬼追委員さんです。

4件目です。地図 案件位置図4条届出④右をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。
対象農地は、南恵我之荘五丁目757番1 地目は、田。面積は、198㎡
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、住宅です。
現地確認委員さんは、内本委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 次に、報告第28号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、ご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

地図 5条届をご参照ください。
地区名は、古市地区です。
申請地は、誉田三丁目8番1。地目は、田。面積は、409㎡
誉田三丁目8番3 地目は、田。面積は、42㎡
譲渡人が、●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分1/2)
同じく、 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分1/2)
譲受人が、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的 建物敷地、駐輪場です。
現地確認委員さんは、古澤委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。
説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひます。

京谷議長 次に、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。これは、小作契約を合意の上、解約した旨、農業委員会に通知するものです。

案件位置図2ページ左下をご参照ください。

地区名は、西浦地区です。

通知所在地 尺度72番1 地目は、田。面積は、47㎡

尺度73番2 地目は、田。面積は、7.66㎡

貸し手は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

借り手は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

解約目的は、小作人が高齢のため。

現場確認委員さんは、水本副会長さんです。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 それでは、議案に移ります。
議案第36号相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第36号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、こちらは、被相続人及び相続人が、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適用を受けるための証明となります。

地図 適格者証明をご参照ください。

地区名は、高鷲地区

被相続人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

相続開始年月日は、令和4年2月9日

適用農地は、恵我之荘二丁目76番 田 2399㎡

現地調査しましたところ、適正に管理がされていることを確認しております。

説明は以上です。

ご審議よろしくお願いいたします。

京谷議長 高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 現地確認行きましたところ問題なく意義はありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議ありません

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、高鷲地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に、議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第37号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。

地図 3条許可をご参照ください

地区名は、西浦地区

申請地	尺度1055番	田	347㎡	
	尺度1056番	田	790㎡	合計1137㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の耕作面積：1137㎡となります。

親族間での所有権移転となります。

譲受人の農作業歴は浅いですが、譲渡人、親族と共に耕作を継続されます。

農機具も、親族所有の機具を借りて耕作されます。

現在は譲渡人の体調が悪く休耕地となっていますが所有権移転後は有効利用ができるものと考えます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 西浦地区の農地法3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 10月の末に現地に立会してまいりました。1055と1056は地番が分かれていますか。現地を見た限り、一筆の土地に見えるんですが、その辺どうですか。

事務局 こちら公図になっておりまして、二筆なんですけども、形状としては一筆の形と

すか。

地元委員 10月26日現地立ち合いに行きまして、ちょうど稲刈りが終わった後できれいに刈って、経費使って、特に問題ないのかなと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 10月26日現地確認に行きました。羽曳野市水道局の壺井配水池の工事のためですので、問題はない、いい所を探されたと感想を持ちました。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、議案第39号特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第39号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について説明させていただきます。
この制度は、市民農園を開設する方法の一つとして創設されました。都市住民等への趣味的な利用を目的として農地を貸し付ける制度となっています。
地図 特定農地をご参照ください。

地区名は 埴生地区です。

申請地 伊賀3丁目636番 田 509㎡

伊賀3丁目637番 田 915㎡ 合計1424㎡となります。

の、事務の手順、事務処理方法等の具体的な運用規定を整備するため、この要領を制定しようとするものでございます。

次に、要領の内容でございます。

第1条、趣旨、第2条では、傍聴に関する手続き、第3条では傍聴人の定数について規定しております。

第3条の傍聴人の定数ですが、会議室の規模等も考慮し、本市の場合、古市、西浦、駒ヶ谷、埴生、高鷲、丹比の計6地区ありますので、各地区1名として6名の定数としております。

第4条から第6条までは傍聴人が順守すべき事項を規定しております。

第7条、第8条では、傍聴人への指示及び違反措置について規定しております。

第9条、傍聴人への配付資料について規定しております。なお、配付する議案書については、氏名、住所等の個人情報をも明記しない議案書といたします。

附則といたしまして、施行日は農業委員会 議決日といたします。

参考資料として、羽曳野市農業委員会会議規程、会議傍聴許可願、許可証、及び会議傍聴券を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

京谷議長 羽曳野市農業委員会会議傍聴要領（案）の内容について何かご質問等がございますでしょうか。

農業委員 施行日はいつですか。

事務局 議決日です。

農業委員 第3条のところで、傍聴人の定数は6名、第3項 前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって、議長が認める者は、会議を傍聴することができる。一般の方々は地区にかかわらず先着6名ですが、それ以外、腕章巻いて報道機関と名乗る方は無制限に傍聴できると解釈でよろしいでしょうか。

事務局 結構です。

京谷議長 ほかに皆さん方ございますでしょうか。

京谷議長 それでは、採決を取らせていただきます。
本要領（案）の制定につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

京谷議長 挙手全員でありますので、羽曳野市農業委員会会議傍聴要領（案）の制定につきまして、原案どおり、可決決定いたします。
本日以降が本要領に基づき運営を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。
これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 30】